

広島県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年六月六日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

金丸市場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市木野山町字箱田山石ガ迫二二三番四地先から 府中市木野山町字箱田山石ガ迫二二三番四地先まで		四・一〇 四・三〇	七・五〇 四・一〇	二二・八〇 二二・八〇	